

八市政審第21号
令和7年12月12日

八代市長 小野 泰輔 様

八代市政治倫理審査会
会長 中松 洋樹

審査結果報告書

令和7年10月14日付け八市文法第402号で審査を求められた件について、八代市政治倫理条例第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査請求の内容

(1) 調査対象者の氏名

八代市議会議員 成松 由紀夫（以下「調査対象者」という。）

(2) 調査請求書の提出日

令和7年9月30日

(3) 違反の内容

調査対象者は、約20年間にわたり特定の市内中学校運動部の活動費と称し、八代市役所内で市幹部職員に物品販売をさせていたこと（以下「調査対象行為」という。）が発覚した。物品販売の流れは、部長級の市幹部職員から各課長に依頼し、課長が課内で回覧・集金を行い、集金されたお金は部長経由で市長公室長が取りまとめていた。調査対象者に渡った金額は数千万円にも上るとの疑惑がある。

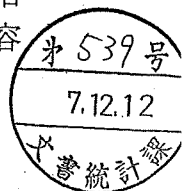
市役所内で組織的に行われ続けてきた物品販売に対し、多くの職員から悲痛な証言が出され続けている。

この行為は明らかに不当で市議会議員の地位や肩書を利用し、その影響力を行使した行為であり、八代市政治倫理条例に違反している。

八代市議会令和7年3月定例会では条例違反を理由に調査対象者に対する議員辞職勧告決議案が提出され、賛成多数で可決された。しかし、調査対象者は「職員に任意で購入をお願いしたが強制はしていない」と弁明し、未だ議員辞職をすることなく市議会議員を続けている。

調査対象者の記者会見は閉鎖的かつ情報開示もない状況であり疑惑を払拭するに足りるものではなかったため、政治倫理審査会では帳簿、住宅ローンの証明書などの確認も必要と考える。

不当な行為を正当化する調査対象者の行動は間違いなく八代市政治倫理条例に違反する行為であり、政治倫理審査会において問題の全容解明をさせる必要がある。



(4) 違反の根拠

八代市政治倫理条例第3条第1項第3号、第4号及び第5号

2 審査結果

(1) 調査請求の有効性（調査請求の適否）について

本調査請求は有効と認める。

＜八代市選挙管理委員会が行った署名審査の結果＞

令和7年9月30日時点の選挙人名簿登録者数 98,565人

必要署名数 986人

署名総数 1,219人（うち無効署名数 74人）

有効署名数 1,145人

(2) 違反の有無（事案の存否）について

調査対象行為は、八代市政治倫理条例第3条第1項第3号に違反する行為と認められると決定した。なお、同項第4号及び第5号に違反する行為は、認められないと決定した。

（理由）

ア 事実関係について

（ア）A中学校B部の物品販売及び寄附（以下「物品販売等」という。）が全庁的に行われたか否かについて

この点については、調査対象者の釈明の聴取、質疑応答を実施したほか、市長公室長（制度創設は平成30年度）に就任したことのある市職員（退職した市職員を含む。）5人に対する書面による事情聴取を行った。

事情聴取では、3人の市長公室長経験者が、調査対象者の依頼を受けて、A中学校B部の物品販売等の回覧・取りまとめを行ったと回答した。調査対象者の釈明の聴取においても、回覧・取りまとめや物品の購入にあたって市職員に対する強制ないし強要があったとの主張や物品販売代金をA中学校B部に引き継がずに取得したとの主張については争うが、調査対象者が物品販売等の全庁的な回覧・取りまとめを市長公室長に依頼したこと自体を争う趣旨のものではなかった。

以上からすると、始期を特定することはできないが、遅くとも平成30年頃以降、3回以上にわたって、調査対象者から持ち込まれた「A中学校B部 物品販売ご協力のお願い」及び「物品販売記入表」等（以下「物品販売記入表等」という。）が、八代市市長公室長を通じて、八代市役所内で全庁的に回覧されるとともに、回覧・記入済みの物品販売記入表等や物品販売代金等を同公室長が取りまとめたという事実が認定できる。

（イ）調査対象者が物品販売代金をA中学校B部に引き継がずに取得したか否かについて

この点については、A中学校B部の令和4年度から6年度の収支

報告書、自宅の土地・建物の全部事項証明書の提出を調査対象者から受け、前者からは物品販売による売上が収入として計上されていることが、後者からは調査対象者がその自宅を建築するにあたって相応額を借り入れていることがそれぞれ確認できた。他方、調査請求者からは、この点に関する具体的な資料は、提示されていない。これらの事情からすると、調査対象者が物品販売代金等をA中学校B部に引き継がずに取得したという事実を認定することはできないといわざるを得ない。

- (ウ) 物品販売記入表等の回覧・取りまとめや物品の購入について、調査対象者による職員に対する強制ないし強要があったか否かについて

この点については、調査請求者の主張によっても、強制ないし強要と表現されている具体的な行為の態様は明らかではないほか、令和6年度に実施された物品販売等で、物品を購入した市職員は最も多く見積もっても、市職員全体の25パーセントに満たないことからすると、物品販売記入表等の回覧・取りまとめや物品の購入について、調査対象者による職員に対する強制ないし強要があったという事実を認定することはできない。

イ 政治倫理基準違反の有無について

- (ア) 政治倫理条例第3条第1項第3号について

① はじめに

調査請求者が根拠として挙げている八代市政治倫理条例第3条第1項第3号の政治倫理基準（以下「本件政治倫理基準3号」という。）は「その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。」というものである。従って、調査対象行為が本件政治倫理基準3号に違反しているというためには、調査対象者が「金品その他」の「財産上の利益を求め、又は授受し」たこと、及びそれにあたって、調査対象者の「地位及び、肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使」があったことが必要となる。

- ② 調査対象者が「金品その他」の「財産上の利益を求め、又は授受し」たといえるか否かについて

上述のとおり、当審査会では、物品販売代金をA中学校B部に引き継がずに調査対象者が取得したという事実は認定できないと判断した。

そうすると、本件政治倫理基準3号にいう「財産上の利益」が議員等のものに限定されていると解釈すれば、調査対象者は、A中学校B部の「財産上の利益」を求め、授受したものであって、自身の「財産上の利益」を求め授受したものではないから、調査対象者は、「金品その他」の「財産上の利益を求め、又は授受し」たとはいえないことになる。

他方、本件政治倫理基準3号にいう「財産上の利益」は議員等のものに限定されることはなく、特定の個人又は団体のものも含まれると解釈すれば、調査対象者がA中学校B部の「財産上の利益」を求め授受したことは、調査対象者が「金品その他」の「財産上の利益を求め、又は授受し」たことに該当することになる。

この点、八代市政治倫理条例第2条第1項は、(議員及び市長等並びに市民の責務)として「議員」は「常に市民全体の利益を擁護しなければならない、特定の個人又は団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない」と規定し、議員に対し、議員自身の利益だけではなく、議員以外の特定の個人又は団体の利益を求めることをも禁止している。また、同第1条は(目的)として、「議員」は、「市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と規定しており、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという目的のために、「議員」として図るべきでない「自己の利益」を経済的利益に限定していない。

これらの八代市政治倫理条例の規定からすると、本件政治倫理基準3号は、議員等が、自身の「財産上の利益」を求め、授受した場合だけではなく、特定の個人又は団体の「財産上の利益」を求め、授受することを通じて、議員等が、信用をはじめとする非「財産上の利益」を図ることをも禁止しているものと考えるのが相当である。そして、本件政治倫理基準3号にいう「財産上の利益」は、議員自身のものに限定されたものではなく、特定の個人又は団体の「財産上の利益」も含まれるものと解釈すべきである。

以上からすると、調査対象者が、A中学校B部の「財産上の利益」につながる物品販売記入表等を、市長公室長に依頼して、八代市役所全庁的に回覧し、回覧・記入済みの物品販売記入表等や支払済みの物品販売代金等が、それを同公室長が取りまとめるかたちで、調査対象者に交付された事実は、調査対象者が「金品その他」の「財産上の利益を求め、又は授受し」たことに該当する。

③ 調査対象者の「地位及び、肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使」があったか否かについて

市長公室長(制度創設は平成30年度)に就任したことのある市職員(退職した市職員を含む。)5人に対する書面による事情聴取によると、市長公室長として、全庁的に回覧・取りまとめを行っていたという3名のうち、物品販売等の回覧・取りまとめは、調査対象者からの依頼に限定されていたと回答した職員が1人、限定されていなかったと回答した職員が1人であった(他の1人は回答なし。)。市長公室長として、全庁的に回覧・取りまとめを行っていないと回答した2人は、その理由として、「依頼されていない」とした職員が1人、調査対象者の「依頼以外との寄附物品販売と均衡を

図るため」とした職員が1人であった。

物品販売等の回覧・取りまとめ、調査対象者からの依頼に限定されていなかったと回答した職員は、「件数については、記憶が定かではないが」調査対象者「以外からの依頼を受けてとりまとめたことがある。また、市職員や一般市民からの依頼については、大半が各部課で取りまとめることが慣習となっている。」と記載している。

これらの回答からすると、少なくとも、物品販売等が市長公室長を通じて全庁的に回覧され、取りまとめられるという仕組みが、市職員全員が利用可能なものとして、公表されたり、認識されたりしていたという様子はいくつか見えない（公表、認識されていれば、全庁的に回覧され、取りまとめられる場合と比較すると非効率な、各部課での取りまとめが慣習となるとは考えられないし、物品販売等の回覧・取りまとめは調査対象者からの依頼に限定されていなかったとの回答が1名に留まることもないはずである。また、調査対象者の「依頼以外との寄附物品販売と均衡を図るため」に全庁的な回覧・取りまとめを行っていないという1人の回答にも沿わない。）。むしろ、市長公室長による物品販売等の全庁的な回覧・取りまとめという仕組みの利用者は、概ね、調査対象者に限られていたということができる。

そして、市長公室長による物品販売等の全庁的な回覧・取りまとめという仕組みの利用者は、概ね、調査対象者に限られていたということは、意図していたか否かは別として、調査対象者の「地位に伴う影響力の行使」があったといわざるを得ない。

(イ) 政治倫理条例第3条第1項第4号について

調査請求者が根拠として挙げている八代市政治倫理条例第3条第1項第4号の政治倫理基準は「職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取計らいをしないこと。」というものである。従って、調査対象行為がこれに違反しているというためには、調査対象行為が、「職員」の「採用について推薦、紹介等有利な取計らい」を行ったものである必要があるが、そのような事実は認められない。

(ウ) 政治倫理条例第3条第1項第5号について

調査請求者が根拠として挙げている八代市政治倫理条例第3条第1項第5号の政治倫理基準は「職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」というものである。従って、調査対象行為がこれに違反しているというためには、調査対象行為が、「職務の遂行に当たり」行われたことが必要であるが、そのような事実は認められない。

3 審査の経過

(1) 審査会の構成

会長	中松	洋樹	弁護士
副会長	川井	健次	中九州短期大学特任教授
委員	稲本	眞理	八代地区保護司会委員（第2回欠席）
	掛樋	洋子	八代市地域婦人会連絡協議会副会長
	高見	治	元八代市選挙管理委員会委員
	寺田	公子	八代人権擁護委員協議会副会長
	坂口	佳菜子	税理士（全て欠席）

（２）審査会への審査の求めがあった日

令和7年10月14日

（３）審査会の開催

第1回 令和7年10月30日 出席委員6名

- ・会長及び副会長の選出
- ・形式審査の結果
- ・署名審査の結果
- ・調査請求者による請求趣旨の説明及び質疑応答
- ・調査対象者による意見陳述及び質疑応答
- ・審議

第2回 令和7年11月19日 出席委員5名

- ・審議

第3回 令和7年12月8日 出席委員6名

- ・審査結果報告書（案）についての審議

（４）審査の状況

ア 調査請求者による請求趣旨の説明及び質疑応答

※調査請求者欠席のため、調査請求者から提出された「調査請求の趣旨」、「調査請求関係資料」及び「委員からの質問に対する調査請求者の回答書」を事務局において読み上げ。

（ア）請求の趣旨

調査対象者の行為が、八代市政治倫理条例第3条第1項第3号、同第4号及び第5号に該当するおそれがあるため、政治倫理審査会において事実関係を調査し、政治倫理上の責任の有無を明らかにされたい。

（イ）請求理由の概要

- ・調査対象者は、約20年間にわたり市内中学校運動部の活動費名目で、市役所庁舎内で職員を通じた物品販売を組織的に行わせていたことが明らかになっている。物品販売は、部長級職員から各課長に販売を依頼し、課内で回覧・集金を行い、集金された金銭が部長経由で市長公室長に取りまとめられ、最終的に調査対象者に渡ったとされるものである。この過程で、職員からは「断れ

ば議員から何をされるかわからない」などの恐怖の声が相次いでいる。

- ・ 八代市議会令和6年12月定例会最終日において、調査対象者が主導する庁舎内の物品販売・カンパ活動は、令和6年度に1回実施され、総件数474件のうち庁舎内での販売が227件であったことが事実であるとの発言から、物品販売の実態が単なる個人的支援の範囲を超え、市役所内部に広く浸透していたことが裏付けられている。
- ・ 当該行為は、市議会議員の地位や肩書を利用し、市職員の地位を脅かす不当な行為であり、市民全体の奉仕者としての品位と倫理を著しく損なうものである。
- ・ 令和7年3月18日の記者会見（週刊政治レポート報道）は関係者限定での閉鎖的会見であり、疑惑払拭には至っていない。長年にわたる組織的な不当行為であり、審査会における詳細な調査・資料（通帳、帳簿、住宅ローン証明書等）の確認を求める。
- ・ 調査対象者が関与したとされる物品販売の収益金について、実際に当該部活動会計に入金された事実があるか否かを八代市教育委員会及び各該当中学校に対して確認されたい。
- ・ 本件の本質は「善意の支援活動」か「職務権限を背景とした強制的行為」かにあり、資金の流れを明確にすることが政治倫理上の判断の前提となる。

（ウ）調査請求者への質問及び回答

※調査請求者欠席のため、事前に委員からの質問を事務局で取りまとめ、調査請求者から回答いただいた。

問1 調査対象者に渡ったとされる金額は数千万に上るという表現があるが、何によって把握されたか？

（回答の概要）

- ・ 八代市議会一般質問において、令和6年度には年1回の実施で総件数474件、そのうち庁舎内での販売が227件に上るとの具体的な数値が示された。これらの数値は、議会における公式発言として確認されたものであり、一定の事実関係を示すものと受け止めざるを得ない。
- ・ 1件当たり数千円規模であれば、単年度で数十～百数十万円、20年の継続では総額数千万円に達する可能性がある」と推測される。
- ・ 本推計は、議場で示された件数及び活動の継続年数に基づく合理的な算定であり、憶測によるものではない。

問2 市役所内で20年近く行われてきた物品販売について、多くの職員から悲痛な証言が出され続けていると表現されているが、職員の数、その証言の内容を示すものはお持ちか？また、その職員の具体的な氏名はご存知か？

(回答の概要)

- ・ 複数の職員から「断りづらかった」等といった声が寄せられていたと聞いている。これらの声は、個別の通報というよりも、職場内で広く共有されていた空気や実態を反映したものであり、決して一部の誤解や憶測によるものではない。
- ・ 具体的な職員の氏名や証言の詳細については、個人情報保護および通報者保護の観点から、開示は控えさせていただく。
- ・ 問題の本質は、庁舎という公的空間で議員主導の販売活動が長期間にわたり行われた結果として職員が心理的圧力を感じる状況が常態化していたことにあるため、政治倫理審査会において率先して調査・検証すべき事案であり、単なる個人間の感情問題や慣例の範疇として済ませるべきではない。

イ 調査対象者からの意見陳述及び質疑応答（主なもの）

(ア) 本件調査請求についての意見

- ・ 本件調査請求は、SNS上の投稿及び一部議員の不当発言による私の名誉棄損行為及び侮辱罪に該当する犯罪行為を根拠としており、客観的証拠に基づくものではない。
- ・ 一部については、告訴手続中であるため、慎重に取り扱って欲しかったもので、事前の問合せもなく、即審査会案件にされたことは、誠に遺憾である。
- ・ 不確かな情報を根拠にした調査請求は、政治的主張を目的としたもので、条例の趣旨に沿うものとはいえない。
- ・ 本件調査請求は、憶測や政治的忖度を背景にしたものであり、条例の目的及び趣旨に照らしても、調査の対象とすべき事案ではなく、却下すべきであるような事案である。
- ・ 条例第7条第4項で「市民は、個人の利益又は特定の政治的な目的のために不正に請求権を行使してはならない」と定められており、本件調査請求が本条項に抵触する。
- ・ 議会発言の一部には、地方自治法第132条が禁じる他人の私生活にわたる言論に該当するものが含まれており、議会倫理上の適切性にも疑義が生じる。
- ・ 虚偽の風説の流布及び拡散行為により、長年の地域社会及び議会の信用を著しく失い、受けた精神的苦痛は甚大である。
- ・ 今回の選挙戦を通じて改めて信任をいただき、政治倫理上の観点から改めて調査を行う必要性や合理性はない。

(イ) 条例第3条第1項第3号に係る内容に対する意見

- ・ 物品販売については、「物品などの販売やカンパ活動については、部活動等の保護者会や後援会等において行われ、職員が個人として任意で協力しているものであり、市として事実確認す

る必要はない。」との執行部の議会答弁のとおりであり、あくまで任意であり、強制力は働いていない。

- ・ 物品販売について、職員からの被害相談等はなく、もし人事課にそういう相談があれば、そういう誤解を、イメージを抱かせたような言動があったとするならば、誠実に謝罪する気持ちはある。
- ・ 物品販売は、B部の保護者からなる後援会が主体であり、指導者や保護者に任意で協力したものである。
- ・ 警察関係等に提出しているマイホームのローン証明書、団信に入っている証明書もある。
- ・ 物品販売に関する収支報告書は、後援会から一旦集まったものを警察・弁護士にも提出している。

(ウ) 条例第3条第1項第4号に係る内容に対する意見

- ・ 物品販売は現職員に回覧されているものであり、採用前のこれから職員になろうとされている方々をお願いしたことではないので、これには全く当たらないと考えている。

(エ) 条例第3条第1項第5号に係る内容に対する意見

- ・ 長年、スポーツ振興のために複数のスポーツ大会誘致を行い、本市活性化と経済波及効果を生み出すことに寄与してきた。また、青少年健全育成にも努めてきた。
- ・ ここでの疑惑は、YouTubeを基にした虚偽の風説の流布によるものであると考える。

(オ) 委員から調査対象者への質疑応答（主なもの）

問 物品販売を市役所等に依頼されるときの流れについては、まず、議員が各部長宛てに依頼をして、それが各課の職員に注文書が回るということでしょうか。また、実際の集金は、議員が直接その課に取りに行かれるのか、後援会がそこに出向かっているのか。

(回答)

部活動復活当時は、関係課の皆さんに声をかけていた。職員さんから、庁舎内を回覧して回すというアドバイスを受けて、各部長さんに任意でできるだけ結構ですのということです。お願いしていた。

その後市長公室制度ができて、「部長たちに回らなくても、これはもう役所の中を回して、する人はするし、しない人はしないというだけの話だからですね、こっちで下に回覧して、できた分です。」という流れでそういう仕組みになっていた。

集金については、執行部で取りまとめられ、上がってきてそのまま保護者会に渡すので、現場の職員さんに接触する機会はない。部活動の保護者と生徒も一緒に行って品物を届け、お礼を言って引き上げていくやり方である。

問 職員がその集金をまとめたりというような作業があり得ると思うが、その職員に通常の業務以外に負担をかけてしまっているという思いはなかったか。

(回答)

他の部活動のカンパと同じような内容なので、という趣旨でむしろ執行部からのアドバイスであった。むしろ部活動の生徒が年々減っており、お母さん方2人で全ての物品を仕分けし、そのお金の出納をされ、どちらかというと大丈夫か、手伝わなくてよいかとフォローをしていたようなところである。

問 最終的に決算報告というのはこれまでどういう場でなされてきたか。

(回答)

部活動を卒業・進学する生徒と小学校から上がってくる生徒との小中学校合同の歓送迎会の前に保護者会が集まり、学校の顧問の先生、校長先生も入られた中で報告がされていた。

問 物販のときの申込書は、庁舎内で回覧する文書と、庁舎外で保護者の方が直接知り合いに回覧する文書は基本的に同じものか。物販以外で独自に寄附される方もおられるのか。

(回答)

区別はなく、同じものである。注文書の下に寄附何口と書くところがあり、寄附する方もおられる。

問 申込書への記入と、お金の受領は同時に行っていたのか。

(回答)

まちまちである。品物と引き換えでという方もあれば、先にお代いただく場合もあり、臨機応変にやっていた。

問 ・子どもの人数が減っても同じようにカンパをしてきたのか。
・予算的なことについて後援会と話し合いのもと物品販売をしようとされていたのか。
・20年間続いてきた中で、保護者の方から、議員の方からカンパとかをお願いするのはどうかというような意見は出てこなかったのか。

(回答)

最初先代が監督をやっていた時は、ほぼ手出しをしていた。それを見かねた保護者の方々から他のクラブと同様に物品販売をしてはどうかと言われたのが、私が引退して帰ってきて3、4年目くらいである。全国大会が遠方である年や、3大会フル出場という年は赤字で、頑張っただけで皆でこうやろう、先生も頑張っただけ、という声があったのは事実であり、民間企業の方のご寄附や県内に広げてお願いに回ったりという努力はしていたと

ころである。

問 市役所のほうで227件集まったというのは、他の部活動と比べて多かったのか。それほどでもなかったのか。

(回答)

他の部活動の庁舎内の物販について、把握していない。メジャーなスポーツではなく、取り扱う金額が多いとは思わないし、突出してるという認識はない。

問 後援会の会計がいれば、収支決算がきちんと把握できるのではないか。

(回答)

私は運営主体ではなく後援会の保護者にやっていただいている。

問 令和6年は従前の流れで物販が行われたということだが、令和7年は行われたのか。

(回答)

去年の九州大会出場者2名をもって部員がゼロになり、今年は物品販売をする必要がないという後援会の判断である。

ウ 条例の定める政治倫理基準

八代市政治倫理条例において、政治倫理基準の遵守について第3条において次のとおり定められている。

(政治倫理基準)

第3条 議員及び市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(2) 政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。

(3) その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。

(4) 職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取計らいをしないこと。

(5) 職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 議員又は市長等は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

エ 争点の整理

(ア) 条例第3条第1項第3号の争点

- ① 物品販売により、金品その他何らかの財産上の利益を求めたか、又は当該利益の授受があったかどうか。

※ 3号における「利益」の解釈と整理について
(審議結果)

- ・ 利益の対象は、経済的な利益に限られる。
- ・ 利益の帰属先は議員本人に限定されず、本調査請求においては部活動後援会も含まれる。
- ・ 部活動後援会の財産上の利益があることは、当該部活動を指導し、関わりのある議員も「何らかの利益」を得たことになる。

(理由)

- ・ 条例第1条には「自己の利益」と規定されており、自己の経済的利益に限定されていないため。
- ・ 条例第2条には「特定の個人又は団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。」と規定されており、議員個人の経済的利益に限定されていないため。

- ② 調査対象者からの依頼により市長公室長が取りまとめていたとされる特定の中学校部活動のための物品販売において、議員としての地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使があったかどうか。

(イ) 条例第3条第1項第4号の争点

調査対象者からの依頼により市長公室長が取りまとめていたとされる特定の中学校部活動のための物品販売が、職員の採用について推薦、紹介等有利な取計らいしないこと、というところに違反したといえるか。

(ウ) 条例第3条第1項第5号の争点

調査対象者からの依頼により市長公室長が取りまとめていたとされる特定の中学校部活動のための物品販売が、議員としての職務の遂行に当たり行われたものといえるか。

オ 調査対象者への資料提出要求等

「エ 争点の整理 (ア) 条例第3条第1項第3号の争点」に関し、次の2点について確認を行うこととした。

- ① 寄附・物品販売によって集められたお金の流れがどうだったのか。
- ② 議員としての地位に伴う影響力があったのかどうか。

- (ア) ①「寄附・物品販売によって集められたお金の流れ」の確認のため、調査対象者に対して次の資料を要求した。

【調査対象者に要求した資料】

- 1 議員のご自宅の土地及び建物の全部事項証明書(写し可)

- 2 調査請求第2号に係る部活動に関する寄附・物品販売の申込書（現存するもの全て）の写し
 ※注1 誰がいくら何を寄附（購入）したのか分かる書類をご提出ください。
 ※注2 令和6年度においては、474件分ご提出ください。
- 3 調査請求第2号に係る部活動に関する各年度の収支が分かるもの（現存するもの全て）の写し
 ※注 併せて、全ての寄附・物品販売ごとの収支が分かるもの（現存するもの全て）をご提出ください。

調査対象者から提出のあった資料は、次のとおりである。

< 1 について >

- ・土地及び建物の全部事項証明書（令和7年11月17日発行）

< 2 について >

- ・A中学校B部後援会が発行した「A中学校B部 物品販売ご協力のお願い」
- ・「物品販売記入表の様式」
- ・A中学校B部後援会会長とA中学校B部後援会一同の連名で発行された「物品販売協力に対する御礼」
- ・提出できない書類についての理由が書かれた書面

< 3 について >

- ・A中学校B部の収支報告書（報告期間：2022年4月1日～2023年3月31日）
- ・A中学校B部の収支報告書（報告期間：2023年4月1日～2024年3月31日）
- ・A中学校B部の収支報告書（報告期間：2024年4月1日～2025年3月31日）

調査対象者に要求した資料のうち、提出が確認できなかったものは次のとおりである。

- ・調査請求第2号に係る部活動に関する寄附・物品販売の申込書（現存するもの全て）の写し
 ※注1 誰がいくら何を寄附（購入）したのか分かる書類
 ※注2 令和6年度の申込書（474件分）
- ・すべての寄附・物品販売ごとの収支が分かるもの

なお、提出されなかった理由については、提出できない書類についての理由が書かれた書面において「現存しないため」と記載されている。

また、任意提出書類として、ご本人の診断書の写しが提出された。

(イ) ②「議員としての地位に伴う影響力があったのかどうか」の確

認のため、市長公室制度ができた平成30年度以降、市長公室長に就任した市職員（退職した市職員を含む。）5人に対し、次の事項について書面により事情聴取を行った。

【聴取内容】

- 1 市長公室長在職中において、成松議員から依頼された部活動費等の寄附・物品販売について、全庁的に回覧・取りまとめを行いましたか。①～③の中から選択してください。

（回答）

- ①回覧・取りまとめを行った。

（理由： ）

- ②回覧・取りまとめを行った場合と行わなかった場合がある。

（理由： ）

- ③回覧・取りまとめは行っていない。

（理由： ）

- 2 【1で①又は②と回答した方のみにお尋ねします。】

市長公室長が全庁的に回覧・取りまとめを行っていた寄附・物品販売は、成松議員からの依頼に限定されていたか。①又は②のいずれかを選択してください。

（回答）

- ①限定されていた。

（理由： ）

- ②限定されておらず、市職員や一般市民から依頼があれば他の寄附活動についても回覧・取りまとめを行っていた。

（成松議員以外からの依頼で回覧・取りまとめを行った件数： 件）

5人全員から回答書の提出があり、回答結果は、次のとおりである。

< 1 について >

- ① 回覧・取りまとめを行った。… 3人

- ②回覧・取りまとめを行った場合と行わなかった場合がある。
… 0人

- ③回覧・取りまとめは行っていない。… 2人

< 2 について >

- ①限定されていた。… 1人

- ②限定されておらず、市職員や一般市民から依頼があれば他の寄附活動についても回覧・取りまとめを行っていた。… 1人

- ①、②いずれも非該当… 1人

カ 審査会の意見（主なもの）

（ア）条例第3条第1項第3号の該当性について

< 争点①財産上の利益について >

（その1）

調査対象者が得た財産上の利益について

- ・ 集めた寄附金で家を建てたという事実についてはなかったといえるが、お金の流れについてはその全て確認することができ

なかったため、不明である。

- ・ 後援会の収支報告書については、収入の部に物販売上という項目があり、物販というのは仕入れたものを仕入れ値よりも高く売って、それを部活動の活動費に充てる仕組みなので、もともと経済的利益があることが前提である。最終的には5名の方が収支報告に関わっており、資料は廃棄して無いということだが、問題がないという確認がされていることがいえる。
- ・ 土地の全部事項証明書によると、土地は相続により取得されていることから、土地の代金相当分は支払っていないことがわかる。
- ・ 建物については、抵当権設定により、住宅ローンを組まれていることがわかるため、調査対象者が物品販売で集めた寄附金で自宅を建てたという疑惑については否定できる。しかし、物品販売の収支が不明であるため、調査対象者が一切の経済的利益を得なかったのかどうかは不明である。
- ・ 物品販売で集めたお金から品物代を払う必要があるので残るお金はわずか。ローンを組まずに家を買うようなお金にはならない。
- ・ 物品販売に関わることでいろいろな手間や支払いが発生するため、調査対象者が得る利益は少ない。選挙の票に結び付くのは出場した生徒の保護者くらいで、メリットは少ないという気がする。調査対象者に渡ったお金があったとしても、何かの足しになるような額ではない。

(その2)

A中学校B部が得た財産上の利益について

- ・ 後援会の収支報告書については、収入の部に物販売上という項目があり、物販というのは仕入れたものを仕入れ値よりも高く売って、それを部活動の活動費に充てる仕組みなので、もともと経済的利益があることが前提であり、令和6年度の収支報告書において、収入の部の物販売上の額が支出の部の物販品支払い額を超えていることが確認できるため、A中学校B部にとって財産上の利益があったといえる。
- ・ 全国大会に出場するという目的のための物販寄附依頼だけでなく、運営上だけで物販寄附依頼をしていることもあり、団体の利益につながると思われる。

<争点②影響力の行使について>

- ・ 市長公室長の回答書によると、市職員や一般市民からの依頼については、大半が各部課で取りまとめることが慣習となっていた。市長公室長に取りまとめを依頼するという最も効率のいい物品販売の仕組みが、調査対象者以外の誰でも利用できる仕組みとして一般的に認知されている訳ではない。公室長への

アンケートには、調査対象者以外からの依頼で回覧・取りまとめを行った件数について、具体的に何件と記載のあった回答もなく、この仕組みを調査対象者以外の人も同じように使っていたという結果でなかった以上、影響力がなかったとはいいい切れない。

- ・ 市長公室長の回答書で、回覧・取りまとめを行っていないと回答されている方の理由に、「調査対象者の依頼以外の寄附物品販売との均衡を図るため」という記載があり、調査対象者の依頼以外には、全庁的な回覧・取りまとめは、基本的になかったと思われる。
- ・ 影響力はあったと思うが、個人の利益に結び付いたとは到底思えない。
- ・ 物販寄附取りまとめをどちらがイニシアチブをとって提案したかっていうことについて、調査対象者は自分からではなくて、職員の方からあったとのことだが、その提案自体が、議員だからあったのではないか。影響力がなかったとはいえないと思う。
- ・ 一般職員は世代が変わってきているので、物販があっても買わない人もいるかもしれないが、管理職は断りづらいだろうと推察される。
- ・ 市職員の人数からすると、寄附をしていない人が大半である。
- ・ 寄附を集めるのであれば、本来なら取りまとめもすべきではないか。
- ・ 調査対象者は議長経験者。市民の受け止め方として、議長という立場上の影響力は普通の議員と違うのではないか。
- ・ 調査対象者の行為がよくないということであれば、収入の道が途絶えて立ちいかなくなるクラブや団体が出てくるだろう。

(イ) 条例第3条第1項第4号の該当性について

調査対象行為は、職員の採用とは関係がないので、該当しない。

(ウ) 条例第3条第1項第5号の該当性について

調査対象行為は、議員としての職務の遂行に当たって行われたものとはいえないため、該当しない。

(エ) その他

審査会を開く必要はないとする調査対象者の主張は、何ら不当なことではないが、手続きに従い、委員として正しい判断をしていく必要がある。真実を発見するのではなく、説明や資料に基づいて客観的かつ公平に判断していきたい。